

③ 手帳



1. 身体障害者手帳

身体に障害のある方で、障害の程度・種類によって、1～6級までに該当すると認められた場合に、申請後約1か月半程度で手帳が交付されます。(診断内容により前後します。)

身体障害者障害程度等級表については、P170をご覧ください。

■ 手続きに必要なもの

1. 身体障害者診断書 ※診断書の用紙は障害福祉課にあります。
※身体障害者診断書は身体障害者福祉法第15条の指定を受けている医師が1年以内に作成したものをご用意ください。
2. 写真1枚
(・たて4cm、よこ3cm。正面を向いたスナップ写真は可
(・帽子、サングラス、マスク等着用不可。ポラロイド写真・普通紙印刷の写真は不可)
3. マイナンバーのわかるもの
(マイナンバーカード(個人番号カード)や通知カード又はマイナンバー入り住民票)
4. 本人確認書類
(・運転免許証・住民基本台帳カード・マイナンバーカード・パスポート等)
(・種類によっては複数の提示が必要)
※代理人が申請する場合は、委任状が必要となります。

■ その他

現在、手帳をお持ちの方で次に該当する場合は、必ず届出をしてください。

1. 障害程度の変更、障害の追加
2. 手帳の紛失、破損、写真の貼替
3. 転入、転出、転居(区内での住所変更)
4. 氏名・保護者の変更
5. 死亡

※1に該当する方は新たに申請する障害の診断書と更新される手帳に貼る写真が必要です。

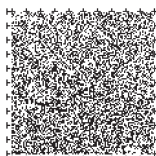
※2に該当する方は再交付される手帳に貼る写真が必要です。

※3～5に該当する方は受給していたサービスによって手続きに必要なものがありますので、お問合せください。

☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話03-5246-1202～3 FAX03-5246-1179



2. 愛の手帳

知的障害のある方に交付される手帳で、各種の福祉サービスを受けやすくするためのものです。都道府県や政令指定都市が発行するため、地域により名称が違い、療育手帳と呼称する地域が多いですが、東京都の場合は愛の手帳と呼びます。

障害の程度により1（重度）～4度（軽度）に区分されます。知的障害判定基準については、P 176をご覧ください。

■ 手帳の新規・更新・都外転入時の申請先

電話にて予約の上、必要なもの等を確認してください。

区分	申請先	電話番号	年齢更新時の再判定
18歳未満	東京都児童相談センター 〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1	03-5937-2317 (台東区担当直通)	3・6・12歳
18歳以上	東京都心身障害者福祉センター 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ) 14階	03-3235-2961	18歳

■ 障害福祉課で手続きができること（手帳の交付を受けている方が対象です。）

区分	必要な物
①居住地の変更 ※区外に転出した場合は、転出先の福祉事務所へ	・手帳
②氏名・保護者の変更	
③死亡（返還）	
④手帳の紛失、破損又は汚損したとき（再発行）	・写真（脱帽・上半身、縦4cm×横3cm） ・破損、汚損した手帳

☆ 問合せ

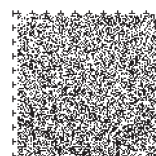
台東区役所障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話03-5246-1202～3 FAX 03-5246-1179

3. 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、日常生活や社会生活への制約がある方で、障害の程度によって、1～3級に該当すると認められた場合に交付されます。初診日から6か月以上経過している方が対象で、2年ごとに更新の手続きが必要です。

精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準表については、P 180をご覧ください。



■ 手続きに必要なもの

1. 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
又は、障害年金証書の写し（同意書が必要）
※診断書・同意書の用紙は、保健予防課にあります。
2. 写真1枚（たて4cm、よこ3cm、無帽、1年以内撮影のもの、白黒写真可）
3. 精神障害者保健福祉手帳（更新の場合）
4. マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード又は通知カードなど）
5. 申請者の身元確認ができる証明書（運転免許証など）
6. 代理申請の場合は委任状など

■ その他

手帳をお持ちの方が下記に該当した場合は、届出をしてください。

1. 住所の変更
2. 氏名の変更
3. 死亡
4. 手帳の紛失・破損

☆ 問合せ

台東保健所 保健予防課 精神保健担当

〒110-0015 台東区東上野4-22-8

電話03-3847-9405 FAX 03-3847-9424

